

あいち小児保健医療総合センターにおける研究不正への対応に関する規程

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 研究費の不正使用対策（第3条～第6条）
- 第3章 研究不正対策（第7条～第25条）
- 第4章 懲戒（第26条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、あいち小児保健医療総合センター（以下「小児センター」という。）における研究活動の不正行為及び研究費の不正使用（以下「研究不正」という。）に対する仕組みを設けることにより、研究者の規律・意識を高め、小児センターにおける不正行為への防止活動と研究倫理の保持及び向上に資することを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において「研究費の不正使用」とは、実態とは異なる謝金又は給与の請求、物品購入に係る架空請求、不当な旅費の請求その他関係法令、競争的資金などの公募型の研究資金等の配分機関（以下「資金配分機関」という。）の定め、愛知県病院事業庁財務規程（平成16年3月30日病院事業庁病院管理規程第25号）その他の例規等に違反して研究費を使用することをいう。

2 この規程において「研究活動における不正行為」とは、発表された研究成果の中に示されたデータ、情報又は調査結果等の捏造と改ざん及び盗用をいう。ただし、故意によるものではないことが根拠をもって明らかにされたものは不正行為には当たらない。

（1）「捏造」とは、存在しないデータ、研究結果等を作成すること、又はこれら作成したものを記録したり報告又は論文等に利用したりすることをいう。

（2）「改ざん」とは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものにしたり、それを記録したりすること、又はそのような真正でない変更・変造したデータ・結果等を用いて研究の報告、論文等を作成・発表することをいう。

（3）「盗用」とは、他の研究者のアイデア、研究過程、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用することをいう。

3 「研究費」とは、小児センターの試験研究活動に用いられるすべての費用をいう。

4 「競争的資金等」とは、厚生労働省等の官公庁又は厚生労働省等の官公庁が所管する独立行政法人および国立研究開発法人（以下「厚生労働省等」という。）から配分される、

競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

第2章 研究費の不正使用対策

(不正防止の取組)

第3条 センター長は、不正防止に関する取組として、小児センターにおける公的研究費の適正使用に関する行動規範等の周知徹底に努めるものとする。

2 センター長は、毎年度定期的に内部監査を活用して、不正を発生させる要因を把握し、不正の発生を未然に防止するよう努めるものとする。

3 前項までの不正防止の取組の推進を担当する部署は、事務部会計グループとする。

(研究費の適正な執行)

第4条 センター長は、研究費の執行に当たっては、愛知県病院事業庁財務規程（平成17年病管規程第10号）その他の例規等を遵守し、適切に処理するものとする。

2 研究費の配分を受けた研究者は、当該研究費の経費の執行に関し、当該研究者のみによる発注、検収、支出等の手続を行ってはならない。

(内部監査の実施等)

第5条 センター長は、厚生労働省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の定めるところにより、競争的資金等に関する内部監査を毎年度実施し、その実施状況等を厚生労働省等に報告するものとする。また、研究費の適切な管理のため実施される愛知県の監査等にも適切に対応するものとする。

(競争的資金等の不正な使用に係る調査)

第6条 センター長は、競争的資金等の不正な使用が疑われる場合には、速やかに調査を開始するものとする。

2 前項の調査は、第8条から第25条までに定める研究不正に係る調査の手續に準じて実施するものとする。

第3章 研究不正対策

(研究活動の記録の保存)

第7条 競争的資金等の配分を受けて研究活動を行う研究者は、当該研究の事後検証を可能とするため、研究活動の終了後5年間は、実験・観察ノート等の記録媒体の作成・保管や実験試料の保存等に努めなければならない。

(研究不正に係る通報等の取扱い)

第8条 小児センターに所属する研究者が関わる研究活動に不正行為の疑いがあると思料

する者は、通報をすることができる。

- 2 前項の通報窓口は、事務部総務グループとする。
- 3 第1項の通報をする者（以下「通報者」という。）は、不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ（以下「被通報者」という。）、不正行為の態様、事案の内容及び不正であるとの科学的かつ合理的理由を示し、原則として、書面（様式1）をもって氏名等を示して行わなければならない。
- 4 事務部総務グループは、前項に掲げる事項をすべて充たした通報のみを受け付けるものとする。ただし、センター長が特に必要と認めたときはこの限りでない。
- 5 事務部総務グループは、研究者の異動や共同研究等により、通報を受け付けるのが他の研究機関であるべき場合や、他の研究機関と共同して調査を行う方がよい場合は、他の研究機関に当該通報を（様式2）により回付又は通知するものとする。
- 6 センター長は、被通報者が小児センターに現に所属しているか否かにかかわらず、誠実に調査を行わなければならない。
- 7 事務部総務グループは、他の研究機関から調査の要請があったときも、氏名等を示して通報があった場合に準じて取り扱うものとする。
- 8 事務部総務グループは、氏名等を示して通報があった場合は、通報を受け付けたことを（様式3）による通報者に通知するものとする。
- 9 報道や学会等で不正行為の疑いが指摘された場合は、匿名により通報があった場合に準じて取り扱うものとする。
- 10 事務部総務グループは、通報までに至らない段階の相談については、その内容に応じ、通報に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して通報の意思があるか否かを確認するものとする。また、通報の意思表示がなされない場合であっても、センター長の判断で当該事案の調査を開始することができる。
- 11 研究不正が行われようとしている、又は研究不正を求められているという趣旨の通報・相談については、その内容を確認・精査し、センター長が相当の理由があると認めたときは、（様式4）により被通報者に警告を行うものとする。ただし、被通報者が小児センター以外の研究機関に属するときは、当該通報・相談を被通報者の所属する機関にその内容を（様式2）により回付することができる。
- 12 センター長は、前項の警告を被通報者に対して行った場合は、被通報者の所属する研究機関に対しても警告の内容等を通知するものとする。

（通報者・被通報者の取扱い）

第9条 事務部総務グループにおいて通報を受け付ける場合、担当する職員は、通報内容や通報者の秘密を守るため、個室での面談等の適切な方法を講じなければならない。

- 2 通報窓口寄せられた通報の通報者、被通報者、通報内容及び調査内容については、調査結果の公表まで、通報者及び被通報者の意に反して調査関係者以外に漏らさないよう、

関係者の秘密保持を徹底するものとする。

- 3 センター長は、調査事案が漏洩した場合、通報者及び被通報者に事情を説明のうえ、調査中においても調査事案について公に説明することができる。ただし、通報者又は被通報者の責により漏洩した場合は、当人の了解は不要とする。また、通報者が匿名の場合は、通報者への了解は不要とする。
- 4 事務部総務グループは、悪意（被通報者を陥れるため、又は被通報者が行う研究を妨害するためなど、専ら被通報者に何らかの損害を与えることや被通報者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。以下同じ。）に基づく通報を防止するため、原則として前条第3項に基づく通報のみを受け付けること、通報者に調査への協力を求める場合があること、悪意に基づく通報であったことが判明した場合は、通報者の氏名の公表や刑事告発などがあることを周知するものとする。
- 5 センター長は、通報がなされたことのみをもって、被通報者の研究活動を全面的に禁止しないよう努める。

（予備調査）

- 第10条 事務部総務グループは、第8条の通報を受け付けたときは、速やかにセンター長へ報告する。センター長は通報された行為が行われた可能性、通報の際に示された理由に論理性があるかなど、通報内容の合理性、調査可能性等について、速やかに予備調査を行う。
- 2 事務部総務グループは、通報等がなされる前に取り下げられた論文等に対する通報等に係る予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯・事情を含め、不正行為の問題として調査すべきものか否かを調査し、判断するものとする。
- 3 事務部総務グループは、第8条の通報を受け付けたときは、被通報者に対し、それらが保有する資料の保全を（様式5）により命ずることができる。
- 4 センター長は、予備調査委員会を設置して予備調査に当たらせることができる。なお、予備調査委員会は、次の各項に定める者とする。
- 5 予備調査委員会の委員は、センター長、副センター長および事務長の合議とする。
- 6 予備調査委員会は、第3項の規定により保全された資料若しくは自ら収集した資料を精査し、又は職員等から事情聴取することにより行う。
- 7 事務部総務グループ事務長補佐は、予備調査委員会からの調査結果について速やかに（様式6）によりセンター長に報告するものとする。
- 8 センター長は、予備調査の結果、通報をなされた案件が本格的な調査をすべきものと判断した場合は、本調査を行う。
- 9 センター長は、通報を受け付けたときから概ね30日以内に、本調査を行うか否かを決定するものとする。
- 10 センター長は、本調査を行わないことを決定した場合は、その理由とともに通報者に（様

式7)により通知するものとする。この場合、予備調査に係る資料等は保存し、通報者等の求めに応じて開示するものとする。

- 11 センター長は、予備調査の結果、通報者の通報が悪意に基づく通報と判明したときは、通報者及び被通報者に通知するものとする。
- 12 センター長は、他の研究機関から要請のあった調査については、その調査結果を当該機関に（様式8）により通知するものとする。

（本調査の通知）

- 第11条 センター長は、本調査を行うことを決定した場合、通報者及び被通報者に対し、本調査を行うことを（様式9）により通知し、調査への協力を求めるものとする。被通報者が小児センター以外の機関に所属している場合は、これに加え、当該所属機関にも通知するものとする。なお、通報された事案の調査に当たっては、通報者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被通報者に通報者が特定されないよう配慮するものとする。
- 2 センター長は、本調査の対象となる研究が他機関との共同研究に係るものである場合は、当該機関に本調査を行う旨を（様式9）により通知するものとする。
 - 3 センター長は、前項に定める者のほか、愛知県病院事業庁管理課長に本調査を行う旨を（様式10）により通知するものとする。
 - 4 センター長は、本調査の対象となる研究が競争的資金等に係るものである場合は、資金配分機関長に本調査を行う旨を（様式11）による通知するものとする。
 - 5 本調査は、これを行うと決定したときから概ね30日以内に開始するものとする。

（本調査の調査体制）

- 第12条 本調査に当たっては、センター長が任命した委員をもって構成する調査委員会を設置するものとする。
- 2 調査委員会の委員は、次に掲げる委員をもって組織する。ただし、調査対象となる事案について、特別な事情があるとセンター長が認める場合には、この限りではない。
 - (1) 副センター長のうちセンター長が指名する者（委員長）
 - (2) 関連する部門等の長のうちセンター長が指名する者
 - (3) 調査対象となる事案の研究分野の小児センター内外の研究者
 - (4) センター外部の有識者
 - (5) その他センター長が必要と認めた者
 - 3 前項第4号の委員の数は、調査委員会の委員の半数以上でなければならない。
 - 4 調査委員は、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
 - 5 調査委員は、調査等に関して知ることのできた秘密を漏らしてはならない。
 - 6 調査委員会に係る事務は、事務部総務グループで処理する。

- 7 調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名や所属等を、(様式12)により通報者、被通報者及び調査に係る機関に示すものとする。
- 8 通報者及び被通報者は、前項の規程により通知を受けた調査委員の指名に不服があるときは、前項の通知を受けた日から7日を経過する日までに異議申立書(様式13)を事務部総務グループに提出することができる。
- 9 異議申立てがあった場合、センター長は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に(様式14)により通知するものとする。

(調査方法・権限)

- 第13条 調査委員会は、研究費の不正使用に係る事案の場合には、当該研究に係る各種伝票、証拠書類、申請書等の関係書類の精査、関係者のヒアリングなどにより、調査を行うとともに、原則として、被通報者の弁明の聴取を行わなければならない。
- 2 調査委員会は、研究活動における不正行為に係る事案の場合には、当該研究に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査や、関係者のヒアリング、再実験の要請などにより、調査を行うとともに、原則として、被通報者の弁明の聴取を行わなければならない。
 - 3 調査委員会は、再実験などにより再現性を示すことを求めることができる。また、被通報者は、自らの意思により事務部総務グループ事務長補佐に対して、それを申し出ることができる。
 - 4 前項の場合に必要な機器や経費等は、原則として、小児センターが負担するものとする。ただし、被通報者により同じ内容の申し出が繰り返し行われた場合で、それが当該事案の引き延ばしや認定の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断するときは、当該申し出を認めないことができる。
 - 5 第1項から前項までの規定は、調査委員会の関係者に周知するものとする。
 - 6 被通報者は、研究費の不正使用に対する疑惑への説明を行う場合には、当該研究費の使用が適正な方法及び手続に従い行われたことを、証拠となる書類、関係書類等を示して説明しなければならない。
 - 7 被通報者は、不正行為に対する疑惑への説明を行う場合には、当該研究が科学的に適正な方法と手続に則って行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠(生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等)を示して説明しなければならない。
 - 8 前項の説明において、被通報者が生データや実験・観察ノート、実験資料等の不存在的など、本来存在すべき基本的な要素の不足により証拠を示せない場合は、不正行為とみなすものとする。ただし、被通報者の責によらない理由(災害など)や正当な理由により基本的な要素を十分示すことができない場合はこの限りではない。また、基本的な要

素の保存期間が、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間や、被通報者が所属する、又は通報等に係る研究を行っていたときに所属していた研究機関が定める期間を超えることによるものである場合についても但し書と同様とする。

- 9 第6項の説明責任の程度及び前項の本来存在すべき基本的要素については、研究分野の特性に応じ、調査委員会が判断するものとする。
- 10 通報者、被通報者その他の関係者は、調査委員会の調査に誠実に協力しなければならない。
- 11 小児センター以外の機関において調査が必要となった場合、調査委員会は、当該研究機関に協力を要請するものとする。また、センター長は、他の研究機関から同様の要請があった場合は、誠実に協力しなければならない。

(調査の対象となる研究)

第14条 調査の対象には、通報等に係る研究のほか、調査委員会の判断により調査に関連した被通報者の他の研究を含めることができる。

(証拠の保全措置)

- 第15条 調査委員会は、本調査に当たって、通報等に係る研究に関して、証拠となるような資料等を保全する措置を(様式15)によりとることができる。
- 2 小児センター以外の機関において証拠の保全が必要な場合、調査委員会は、当該研究機関に協力を要請する。また、センター長は、他の研究機関から同様の要請があった場合は、誠実に協力するものとする。
 - 3 センター長は、前2項の措置に影響しない範囲内であれば、被通報者の研究活動を制限してはならない。

(調査の中間報告)

第16条 当該事案に係る研究が競争的資金等によるものであるときは、調査の終了前であっても、厚生労働省等の求めに応じて、中間報告をすることができる。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第17条 調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏れることのないよう十分配慮するものとする。

(認定)

- 第18条 調査委員会は、被通報者の弁明と、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、研究不正か否かの認定を行う。ただし、被通報者の自認を唯一の証拠として研究不正と認定することはできない。
- 2 調査委員会は、本調査によって得られた、物的・科学的根拠、証言等の諸証拠及び第13条第6項又は第7項により被通報者が行った説明内容を総合的に判断して、研究不正に該当するか否かの認定を、本調査の開始日から概ね 150 日以内に行わなければならない。
 - 3 調査委員会は、研究費の不正使用が行われたものと認定する場合は、その内容、研究費の不正使用に関与した者及びその関与の度合、不正に使用した研究費の額を認定する。
 - 4 調査委員会は、研究活動における不正行為が行われたものと認定した場合は、研究活動における不正行為の内容、研究活動における不正行為に関与した者及びその関与の度合、研究活動における不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割を認定するものとする。
 - 5 研究不正が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて当該通報が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、併せてその旨の認定を行うものとする。この認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

(報告)

- 第19条 調査委員会は、調査を終了したときは、直ちにセンター長に認定を含む調査結果を(様式16)により報告するものとする。センター長は、通報者及び被通報者(被通報者以外で不正行為に関与したと認定された者、その他本調査の実施についてセンター長が通知した者を含む。)にその調査結果を(様式17)による通知するものとする。被通報者が他の機関に所属している場合は、これらに加えて、当該所属機関にその調査結果を(様式17)により通知するものとする。
- 2 センター長は、前項に定める者のほか、病院事業庁管理課長に調査結果を(様式18)により報告するものとする。
 - 3 センター長は、当該事案が競争的資金に係るものであるときは、厚生労働省等に調査結果を(様式19)により報告するものとする。
 - 4 センター長は、当該事案が競争的資金に係るものであるときは、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも認められた場合には、速やかに認定し、配分機関へ報告するものとする。
 - 5 調査委員会等は、通報等がなされる前に取り下げられた論文等に係る調査で、不正行為があったと認定されたときは、取り下げなど研究者が自ら行った措置や、その措置を執るに至った経緯・事情等を(様式16)に通知するものとする。
 - 6 センター長は、悪意に基づく通報との認定があった場合は、通報者の所属機関にもそ

の結果を報告するものとする。

(不服申立て、再調査)

- 第20条 研究不正と認定された被通報者および悪意に基づく通報と認定された通報者は、調査結果が開示された日から10日以内に、(様式20)をもって不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。なお、書面の提出先は事務部総務グループとする。
- 2 事務部総務グループは、提出された申立内容について、センター長に報告する。センター長は、調査委員会に(様式21)により再調査の依頼をする。
 - 3 不服申立ての審査は、調査委員会が行うものとする。ただし、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等、その公正性に関わるものである場合には、センター長の判断により、調査委員会の構成を代えて、審査させることができる。
 - 4 研究不正があったと認定された場合に係る被通報者および悪意に基づく通報と認定された通報者による不服申立てについて、調査委員会(前項ただし書きの場合は、調査委員会に代わる者)は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定するものとする。調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合は、直ちにセンター長に報告し、センター長は被通報者に当該決定を(様式22)により通知するものとする。このとき、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が認めたときは、以後の不服申立てを受け付けないことができる。
 - 5 調査委員会は、再調査を行う旨の決定を行った場合は、通報者および被通報者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合、直ちにセンター長に(様式22)により報告し、センター長は被通報者に当該決定を(様式23)により通知するものとする。
 - 6 センター長は、被通報者から研究不正の認定に係る不服申立ておよび悪意に基づく通報があったときは、通報者および被通報者その他本調査の実施についてセンター長が通知した者に(様式24)により通知するものとする。また、不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。
 - 7 調査委員会は、再調査を開始した場合は、再調査を開始した日から概ね50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちにセンター長に(様式22)により報告するものとする。センター長は、当該結果について、通報者および被通報者その他本調査の実施について通知した者に(様式23)により通知するものとする。

(調査資料の提出)

第21条 センター長は、事案の調査継続中に、厚生労働省等から、厚生労働省等の被通報者に対する一時的措置に使用することのみを約して調査資料の提出又は閲覧を求められた場合は、調査に支障のない範囲で厚生労働省等の求めに応じることができる。

(調査結果の公表)

第22条 センター長は、研究不正が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表するものとする。なお、公表の手續等については、愛知県職員の例に従うものとする。

2 センター長は、研究不正が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しないものとする。ただし、公表までに調査事案が外部に明らかになっている場合は、センター長の判断により調査結果を公表することができる。

3 センター長は、悪意に基づく通報の認定があったときは、通報者の氏名・所属及び悪意に基づく通報と認定した理由を併せて公表することができる。

(調査中における一時的措置)

第23条 センター長は、本調査を行うことが決まったときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの期間、通報された研究に係る研究費の支出を停止することができる。

(研究不正が行われたと認定された場合の緊急措置等)

第24条 センター長は、研究不正が行われたとの認定があった場合、研究不正への関与が認定された者及び関与は認定されていないが、研究不正が認定された論文等の主たる著者（筆頭著者又は論文作成の中心となった責任者（コレスポンディング・オーサー）など、以下「被認定者等」という。）に対し、直ちに当該研究費の使用中止を命ずるものとする。

2 センター長は、各研究機関が個別に研究費を措置する共同研究などの場合は、前項の規定によらず、各研究機関に研究不正が認定された旨を通知するものとする。

3 センター長は、被認定者等に対して、愛知県病院事業庁で定める基準等に従い適切な措置を執るとともに、研究不正と認定された論文等の取り下げを勧告するものとする。

(研究不正は行われなかったと認定された場合の措置)

第25条 センター長は、研究不正は行われなかったと認定された場合、本調査に際してとった研究費支出の停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがなく申立て期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除するものとする。

2 前項の場合において、センター長は、当該事案において研究不正が行われなかった旨を

調査関係者に周知するものとする。また、当該事案が調査関係者以外に明らかになっている場合は、調査関係者以外にも周知するものとする。

- 3 センター長は、研究不正を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置をとるものとする。
- 4 センター長は、通報が悪意に基づくものと認定された場合、被通報者及び通報者の所属する機関に対して、通報者の氏名、所属、悪意に基づくものと認定した理由を通知するものとする。また、通報者が小児センターに属する者であるときは、通報者に対し、適切な措置をとるものとする。

第4章 懲戒

(懲戒)

第26条 競争的資金等に係る研究不正に関する懲戒の種類及びその適用に必要な手続等については、愛知県の定める懲戒処分の手続きに従うものとする。

附 則

この規程は、平成29年 月 日から施行する。

(様式1)

年 月 日

申立書

あいち小児保健医療総合センター長 殿

所属
氏名 印
連絡先

あいち小児保健医療総合センターにおける研究活動の不正行為等への対応に関する規程第8条第3項の規定に基づき、下記の研究不正行為について、申し立てを行います。

通報者氏名					
通報者所属	<input type="checkbox"/> 職員 <input type="checkbox"/> 派遣職員 <input type="checkbox"/> 取引先 <input type="checkbox"/> 退職者 <input type="checkbox"/> その他				
	職 員	部 署			役職
	派遣職員	派 遣 元			
	取 引 先	社 名			
	そ の 他	所 属			
通報内容	被 通 報 者				所 属
	通 報 対 象 事 実	<input type="checkbox"/> すでに生じている <input type="checkbox"/> これから生じようとしている			
	・いつ				
	・どこで				
	・何を				
	・どのように				
	・何のために				
	・なぜ生じたか				
	・対象となる法令違反等				
	通報対象事実を知った経緯				
	通報対象事実に対する考え				
	特 記 事 項				
証拠書類等の用意	<input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> テープ <input type="checkbox"/> 電子媒体 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 無				
	※その他の場合は具体的に記載してください。				
調査等の進捗状況 及び結果の通知を 希望する場合の連 絡方法・連絡先 (※匿名の場合は通 知できません)	<input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> テープ <input type="checkbox"/> 郵便 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 希望しない				
	電 話	T	E	L	
	メー ル	M	A	I	L
	郵 送	住 所	〒		
	そ の 他				

